

転入

＜転入届に必要なもの＞

- ◇前市町村で発行された転出証明書
- ※マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません

（本人または同世帯の方が届け出る場合）

- ◇窓口に来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

（代理人が届け出る場合）

- ◇窓口に来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ◇委任状

（外国人の方は上記に加えて）

- ◇在留カードまたは特別永住者証明書

※注意事項

- ・住所を異動した日の翌日から数えて14日以内に届け出てください。
- ・住所の異動は月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分の間の受け付けとなりますので予めご了承ください。
- ・令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、裏面記載の変更ができなくなりました。

問い合わせ

大野市役所

福井県大野市天神町 1-1

TEL:0779-66-1111(代表)

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象		手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口（担当課）
住民票・マイナンバーカード	転入出の翌日から可能	住民票が必要な方	住民票の交付請求	・本人確認書類	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
		印鑑登録をする方	印鑑登録	・登録する印鑑 ・本人確認書類 ・（お持ちの方）マイナンバーカード	☐	☐	
		マイナンバーカードをお持ちの方	継続利用手続	・マイナンバーカード（暗証番号が必要）	☐	☐	
年金	国民年金に加入している方		—	納付書は旧住所のものをそのままお使いください	☐	☐	健康長寿課 ◆結とびあ ②番窓口 65-7333
保険	国民健康保険に加入する方		加入の届出	転入手続きの際に申し出てください	☐	☐	
	後期高齢者医療保険に加入していた方		加入の届出	・（お持ちの方は）負担区分等証明書	☐	☐	
こども	要介護・要支援の認定を受けている方		要介護認定申請	□前住所地で発行された受給資格証明書	☐	☐	こども支援課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5140
	児童手当を受給される方		児童手当認定請求	・受給者の加入医療保険を確認できるもの（「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等） ・預金通帳（受給者名義） （児童と別居の場合は、別居監護申立書の提出が必要）	☐	☐	
	ひとり親家庭等医療費、児童扶養手当を受給される方 ※大野市では20歳までの方が対象		各申請	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	
	子ども医療費を受給される方 ※大野市では20歳までの方が対象		子ども医療受給資格登録	子ども医療受給資格の登録をしてください ※原則、オンライン申請で受け付けます	☐	☐	

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口（担当課）
こども	在宅で子どもを保育する世帯	家庭育児応援手当受給資格認定請求	☐ 預金通帳（請求者名義） ☐ 請求者等の加入医療保険を確認できるもの（「資格情報のお知らせ」「資格確認書」等） ☐ 育児休業給付金等受給申請状況証明書	☐	☐	こども支援課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5140
	1、4、9～10 か月児健康診査を受けていない1歳未満の乳児	乳児一般健康診査受診票交付	☐ 母子健康手帳 ☐ 妊婦・乳児健診等受診票	☐	☐	
	妊娠している方	妊婦健診受診票交付 妊婦情報事前登録制度案内		☐	☐	
	小・中学校に通うお子様がいる方	転入学手続き	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	教育総務課 ■本庁2階 ⑤番窓口 64-4827
	20歳未満で定期予防接種が未接種の方	定期予防接種予診票交付	☐ （お持ちの方）母子健康手帳 ☐ 前市町村で発行された予防接種予診票	☐	☐	健康長寿課 ◆結とびあ ②番窓口 65-7333
障がい	障害者手帳、療育手帳をお持ちの方	住所の変更届	☐ 障害者手帳 または ☐ 療育手帳	☐	☐	福祉課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5142
	特別障害者手当、または障害児福祉手当、または福祉手当を受けていた方	住所変更手続	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	
	障害者医療費助成制度を受けていた方	受給資格認定申請	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	
水道・下水道	上水道、簡易水道、公共下水道を利用する方	上水道、簡易水道、公共下水道の使用開始届	転入手続きの際に申し出てください （市民生活・統計課窓口で手続き可能）	☐	☐	上下水道課 ●下水処理センター 65-7670
	農業集落排水に接続する住居に転入される方	排水処理施設使用開始届		☐	☐	

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口（担当課）
税	軽自動車、バイク及び原付を所有している方	住所変更手続	※担当課に問い合わせてください (軽自動車税は、4月1日に登録の市町村で課税)	☐	☐	税務課 ■本庁 ⑤番窓口 64-4811
交通	65歳以上で広域路線バスを利用する方	利用促進助成事業申請	□本人確認書類	☐	☐	交通住宅まちづくり課 ■本庁 ⑪番窓口 64-4815
ペット	犬を飼っている方	登録手続	□前住所地での鑑札番号札	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ④番窓口 64-4810
移住・定住	これからずっと大野市に住み続ける意思のある方	U・Iターン移住就職等支援事業	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	地域文化課 ■本庁 ⑭番窓口 64-4834
	空き家の取得を希望する方	空き家の暮らし支援事業	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	防災防犯課 ■本庁 ⑳番窓口 64-4800

運転免許証の住所・氏名等の変更について

住所や氏名等を変更した際は、大野警察署もしくは奥越運転者教育センターで住所変更手続きを行う必要があります。変更手続きの際には、運転免許証と住所を証明する書類（本籍入の住民票等）が必要となります。詳しくは大野警察署にお問合せください。

○大野警察署

住所：福井県大野市友江 11-7

電話：0779-65-0110

○奥越運転者教育センター

住所：福井県大野市南新在家 32-1-4

電話：0779-66-7700



時間外窓口のご案内について

木曜日は市民生活・統計課窓口業務の一部を午後7時まで延長しています
開庁時間内に窓口へ来ることができない方は、ぜひご利用ください。

○時間

木曜日の通常窓口業務終了時間から午後7時まで
（祝日法による休日および年末年始を除く）

○場所

市民生活・統計課 ②番窓口（市民ホール側）

○業務内容

下記の各種証明書の発行および印鑑登録

住民票の写し

住民票記載事項証明

印鑑登録証明書（印鑑登録証またはマイナンバーカードが必要です）

戸籍（除籍）の謄抄本（全部・個人事項証明）

戸籍の附票の写し

身分証明書

独身証明書

所得課税証明書

納税証明書

資産評価証明書

※予約制でマイナンバーカードの交付・更新・暗証番号再設定なども可能です。

○注意事項

転入・転出・転居等住所の異動が伴う手続きおよび国民健康保険・国民年金に関する手続き、他課の手続きはできません。

郵便による申請（請求）や電話予約サービスも行っていますので、ご利用ください。